



〒111-8765 東京都台東区西浅草 3-17-1 浅草ビューホテル 2階
TEL. 03-3847-1111 FAX. 03-3847-0154 URL : http://www.asachu-rc.jp

2013 - 2014 年度テーマ

R.I. テーマ 「ロータリーを实践し みんなに豊かな人生を」
R.I. 会長 ロン D・バートン
地区ガバナー 吉 田 建 二
クラブテーマ 「参加し行動しよう」
クラブ会長 藤 掛 靖 元

本日の卓話

「尖閣諸島問題」

横浜市立大学 名誉教授 矢吹 晋様

今後の卓話予定

10/ 2 「いつやるか? 今ではないでしょう?」
元三井銀行支店長 菊池哲郎様
10/ 9 「日本が危ない! — 能力の劣化とその処方箋」
株式会社 企業変革創造 代表 藤田 聡様
10/16 「ロータリー物語」 長沼・海内両地区職業奉仕副委員長
10/23 「私のひとり言」 学校法人 立教学院理事長 糸魚川 順様
10/30 「更に進化する日米関係 — 新しい駐日大使をお迎えして」
オレゴン州駐日代表 目代 純様



2013年9月25日

第 1330 回例会

会長 藤掛 靖元
幹事 伊石 佳高



10月結婚記念日

7日 (29周年) 渡辺ご夫妻 ・ 9日 (19周年) 潮田ご夫妻
12日 (47周年) 大塚ご夫妻

前回 (9/18 1329 回例会) の記録

来訪者紹介

◆ゲスト 1名 株式会社 亀屋 代表取締役 川越RC前年度会長 山崎嘉正 様
◆ビジター 1名 東京リバーサイドRC 栗原正雄 様

出席報告

総会員数	休会	出席免除	出席	欠席	出席率	修正出席率
45名	3名	3名	37名	4名	90.24%	1327回例会修正 欠席3名・出席率91.89%

東日本大震災で被災された皆様に一日も早い平和と復興がおとずれますようにお祈り申し上げます。このような時こそ、我々ロータリアンは『五大奉仕』を実行・実践しましょう。明日の日本と世界はみんなの手の中に!

会長報告 <藤掛会長>

・復興市のポスターについて

本日、皆様のポケットに復興市のポスターを入れさせていただきました。

今週末から来週にかけて台東区内全町会に配布されます。浅草商店連合会にもお渡しいたしましたので、各お店にも掲示されると思います。また、東京メトロ、東武鉄道の駅に

も掲示されます。会員の皆様にはこの機会に各町に於いても、またお知り合いの方に、是非ロータリーの広報活動をお願いしたいと思っております。増強にもつながる事になれば効果絶大です。これこそ正にクラブテーマ「参加し行動しよう」を体現するものと思っております。よろしくお願い致します。

幹事報告<伊石幹事>

- ・本日、ポケットに各委員会委員長の名刺の原稿をお入れしました。各自、校正の

上、結果を久保田さんへお伝え下さい。追って会員全員の名刺も作成致します。

委員会報告

<社会奉仕委員会 上野委員長>

- ・10月12~13日に行われる復興市の参加要項を配布しました。皆様の参加をお待ちしております。(メーキャップ扱いとなります)

<米山奨学 宮村副委員長、ロータリー財団 山尾副委員長>

- ・ロータリー財団及び米山奨学の寄附積立

の集金、次回の例会にて行いますので、ご協力お願い致します。

<服食同遊会 斎藤幹事>

- ・第1回同遊会の出欠の確認をしておりますのでご協力をお願いします。現在奥様方を含め20数名の皆様が参加の予定です。

ニコニコボックス

<株式会社亀屋 代表取締役 川越ロータリークラブ前年度会長 山崎嘉正様>

- ・本日はお招きいただきありがとうございます。

<藤掛、伊石>

- ・山崎嘉正様、ようこそいらっしゃいました。本日の卓話よろしくお願い致します。

<斎藤、関原、宮村、永井、井田、上野、天笠、山尾>

- ・本日の卓話“家訓に学ぶ「稼業は進歩に順ずべし」”株式会社亀屋 代表取締役 川越ロータリークラブ前年会長 山崎嘉正様、宜しくお願い致します。

<古谷、松本、中村>

- ・イプシロン「ひさき」新型国産ロケット12年ぶり成功おめでとう。

<小池>

- ・無人探査機ボイジャー1号、35年かけて初の星間空間に突入、未知の空間、地球外生命体に遭遇するか？

<藤田、柘、上原、天笠>

- ・バレンタイン、58号シーズン本塁打のプロ野球新記録樹立、おめでとうございます。

<原田>

- ・古谷さん、楽しんで参りました。ありがとうございました。

<太田>

- ・先週ゴルフ同友会で、優勝できました。ありがとうございました。



道徳経済合一説「すべてに親切、企業理念に学ぶ」



株式会社 亀屋 代表取締役
川越ロータリークラブ前年度会長

山 崎 嘉 正 様

私の商売は小江戸と呼ばれる城下町川越において、亀屋と称する菓子の製造販売をしている。創業は1783（天明3年）年で、つい最近のNHKの連続テレビ小説「つばさ」でも工場が撮影に使用された。

私は八代目だが祖父の六代目まで嘉七を襲名。代々川越藩御用商人を勤め、四代目の時、1847（弘化4年）年に朝廷から「河内大掾（だいじょう）の資格を賜わり、藩からも一段の重用を受けた。当時の川越は江戸に次ぐ繁華地で、お客様は川越藩や豪商、豪農等、商品は上物ばかりであったと聞いている。しかし世の中が180度変わり、明治時代に入ると五代目は大衆路線にも目を向けて、川越名産の紅赤芋（サツマイモ）を材料にした芋煎餅「初雁焼」を考案、大ヒットさせた。また洋の文化の流入も感じ取り、1906（明治39年）年には東京から技術者を招き、洋菓子の製造も始めた。

ただし、祖父が口にしていた言葉で「歴代それぞれが時代の変化に如何に対応すべきか苦労を重ねて来た。が、私の一番の苦労は戦中戦後の統制経済で原料の砂糖が入手困難の時代、1943年から8年間、菓子の製造を休止した事であった。同業他店では砂糖をヤミで手に入れ、商売を再開するのが半ば当たり前であった」とあるよう、財産税に加えて、更に休業という苦労をしたのであった。

祖父は四代、五代より引き継いだ、地元埼玉を代表する銀行の頭取という立場でもあった為、埼玉の生んだ近代資本主義の父「渋沢栄一」を尊敬し、道徳経済合一説にある「右手にそろばん、左手に論語」の言葉を旨としていた。まさにロータリーの倫理観である「四つのテスト」の実践である。

私は生物が自然の環境変化に対応し、対応出来なかった種族は（恐竜等）絶えてしまったように、仕事も同様で時代の変化に如何に対応出来るか、そして家訓や会社の理念の遵守が、存続の為の「不老長寿の薬」であると思う。

若干27歳で父を亡くした私は、父が建てた新工場の稼動も合わさって、大量生産を更に推し進めた。社長を引き継いだ当時の30店舗から50店舗近くまで店舗数を急激に拡大した。その直後バブルが崩壊したと同時に「消費者の変化がかつてなく早い。自分の目の届く範囲が妥当」と考え、180度カジを切り、地元中心と一部都内の半分のみを残す方針に転換した。大きくする事は簡単であっ

たが、小さくする事の苦労を身にしみるほど感じた。

しかし、この事も「稼業は世の進歩に順ずべし」の家訓をただ守っただけで、創業 230 年の歴史の通過点に過ぎないのである。

現在、社会奉仕の一端として川越商工会議所副会頭、埼玉県物産観光協会会長や障害者施設の後援会長、また県内高校生の青少年育成のお手伝いをさせて頂いている。このように奉仕活動が当然の気持ちで出来るのも、家訓を祖父や父から受け継ぎ、また、27 歳から今日までの 25 年間ささえて下さった多くの方々のお陰と心から感謝を申し上げます。

最後に、龜屋のモットーは「すべてに親切」

家訓は「敬神崇祖を厳守すべし」

「人に親切、社会に奉仕すべし」

「勤儉節約、贅沢を排除すべし」

「稼業は世の進歩に順ずべし」

ほんの一言

生命保険と税務 (渡辺)

生命保険というのは昔から会社の節税手段として多く用いられてきました。毎年コンスタントに利益を出しているような会社の場合、逡増定期保険のような、損金になるのに後で解約した時に還付金があるタイプの生命保険を用いて節税することが多いようです。保険に加入することで逆に儲かっちゃうこともあります。しかし臨時的に利益が出てしまったような場合は節税になるかどうか見極めなければなりません。損することもあるので要注意です。一方、税務調査において否認された事例はあまり聞きません。ただし、「節税のために保険に入った」と言うてはいけないようです。

退職金の原資として生命保険が用いられることもあります。この場合、利用されるのは、保険料を長期にわたって支払う半分損金タイプのもので多いようです。もし自分が死んだ場合、多額の保険金を会社が受取ります。会社はそれを死亡退職金として自分の家族に支払うのです。一方、元気に老後をむかえた場合は、積んでいた生命保険契約自体を退職金としてもらってもよいし、会社が生命保険を解約してそれを退職金として現金でもらってもよいのです。

自分の会社をお持ちならば掛け捨ての生命保険に入っておくことをお勧めします。卓話のときのフランス料理の話の思い出してください。給料から払うより会社で直に支払えば源泉所得税の分だけ得するわけです。会社の利益に大きく影響を与えるような保険料はダメですが、安心料として貴重だと思います。

相続税支払いのための手段としても生命保険は有用です。これからは一部の資産家だけではなく、一般人にも相続税がかかってくる時代になります。その支払い手段として、親が子供に保険料を贈与し、そのお金で子供が親に生命保険を掛けると、親が万が一のとき、子供に保険金があります。この保険金には相続税はかかりません。所得税が子供にかかるのですが一時所得といって税率が安いのです。

いろいろ書いてきました。ややこしいのですが生命保険について勉強しておいて損はありません。今加入している生命保険を見直すことも必要ですよ。